

○国立大学法人筑波大学宿舎の管理及び手続に関する細則

平成18年4月20日
法人細則第14号
改正 平成21年法人細則第1号
平成23年法人細則第4号

国立大学法人筑波大学宿舎の管理及び手続に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学宿舎管理規程（平成16年法人規程第12号。以下「宿舎規程」という。）第6条第3項及び第4項、第9条第5項、第11条第3項、第12条第5項、第13条第2項、第15条第2項、第17条第3項、第18条第3項、第21条第2項及び第23条第4項の規定に基づき、並びに宿舎の管理及びその手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付条件)

第2条 宿舎規程第6条第3項に規定する貸付の条件とは、別記様式1及び別記様式2に記載の貸付の条件とする。

(居住用建物貸付申請書及び居住用建物貸付承認書、自動車保管場所の貸付申請書及び自動車保管場所の貸付承認書の様式)

第3条 宿舎規程第6条第4項に規定する様式は、次のとおりとする。

- (1) 居住用建物貸付申請書及び居住用建物貸付承認書 別記様式第1
- (2) 自動車の保管場所貸付申請書及び自動車の保管場所貸付承認書 別記様式第2

(居住用建物入居期限延期申請書及び居住用建物入居期限延期承認書の様式)

第4条 宿舎規程第9条第5項に規定する様式は、別記様式第3のとおりとする。

(居住用建物同居申請書及び居住用建物同居承認書の様式)

第5条 宿舎規程第11条第3項に規定する様式は、別記様式第4のとおりとする。

(模様替等による原状回復)

第6条 宿舎規程第12条第2項の承認を受けて模様替等を行った居住用建物を明け渡す場合、模様替等の目的物を法人に寄附又は模様替等に係る法人に対する請求権を放棄し、かつ法人に有益と認められる場合には、同条第4項の原状の回復があったものとして取り扱うことができる。

(居住用建物模様替等申請書及び居住用建物模様替等承認書の様式)

第7条 宿舎規程第12条第5項に規定する様式は、別記様式第5のとおりとする。

(不在居住用建物管理計画書の様式)

第8条 宿舎規程第13条第2項に規定する様式は、別記様式第6のとおりとする。

(借受人等の費用負担による軽微修繕)

第9条 宿舎規程第15条第1項第2号に規定するき損又は汚損が軽微である場合とは、補修又は取替えその他適宜の方法で原状回復ができる場合(以下「軽微修繕」という。)とする。

2 前項に規定する軽微修繕の範囲とは、別表のとおりとする。

(居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届の様式)

第10条 宿舎規程第17条第3項に規定する様式は、別記様式第7のとおりとする。

(居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予申請書の様式)

第11条 宿舎規程第18条第3項に規定する様式は、別記様式第8のとおりとする。

(損害賠償金の額を軽減することが止むを得ないもの)

第12条 宿舎規程第21条第2項に規定する主としてその者の収入により生計を維持する者を引き続き当該居住用建物に居住させておくことが止むを得ないものとして、法人細則で定める場合とは、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 同居者が肢体不自由等心身に障害を有し、又は病気のため住居の移転が極めて困難である場合
- (2) 子弟(原則として、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校に在学中の子弟とする。)の教育上、直ちに住居の移転をすることが困難な場合
- (3) その他、真に止むを得ない特別の事情がある場合で、財務を担当する副学長(以下「財務担当副学長」という。)が認める場合

(居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減承諾書の様式)

第13条 宿舎規程第22条第4項に規定する様式は、別記様式第9のとおりとする。

(管理人の業務)

第14条 宿舎規程第23条第4項の法人細則で定める管理人の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鍵の授受、鍵の受渡し簿及び居住者名簿を整備すること。
- (2) 宿舎の修繕について、財務担当副学長に連絡すること。
- (3) 居住用建物の入居、自動車の保管場所の専用開始、又は居住用建物及び自動車の保管場所の明け渡しの際の立会いに関すること。
- (4) 「居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届」に関すること。
- (5) その他宿舎の管理に関し財務担当副学長が指示する事項

附 則

- 1 この法人細則は、平成18年4月20日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に宿舎規程に基づき取り扱った事務は、この法人細則により取り扱ったものとみなす。

附 則 (平21.2.26法人細則1号)

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平23.1.27法人細則4号）

この法人細則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 専用部分

| 修繕の対象 | 修 繕 の 内 容 |
|-------|--|
| 建具、畳等 | (1) 障子及び襖（戸襖を含む。）の張替え（障子一枚単位、襖は原則として一組単位とする。） |
| | (2) 網戸の張替え |
| | (3) 硝子の入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え |
| | (4) 把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車その他建具附属器具類の補修及び取替え（ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クローザーの取替えを除く。） |
| | (5) 畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とする。） |
| | (6) 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とする。） |
| 電気設備 | (1) ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修 |
| | (2) 各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え |
| | (3) 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え |
| | (4) 換気扇（ダクトのあるものは除く。）、部品等の補修及び取替え |
| 給水設備 | (1) 水道蛇口の補修及び取替え（ただし、混合水栓の取替えは除く。） |
| | (2) 水道管の保温巻きの補修及び取替え（ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。） |
| | (3) 水道管の凍結による漏水の補修（ただし、地下埋設部分を除く。） |
| 排水設備 | (1) 流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え |
| | (2) 排水管、排水トラップ、溜桝等の清掃 |
| | (3) 溜桝蓋の補修及び取替え |
| 衛生設備 | (1) 洗面器、手洗器、洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え |
| | (2) 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え |
| | (3) フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。） |

| | |
|--|---|
| | (4) 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替え |
| ガス設備 | (1) コック（器具又はゴム管を接続する箇所。）の補修及び取替え |
| 浴槽等 | (1) 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え |
| | (2) 風呂釜及び給湯器（附属品を含む。）の補修及び部品等の取替え（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えを除く。） |
| | (3) 浴槽の蓋、その他浴室内の備品の補修及び部品等の取替え |
| その他 | (1) 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修 |
| | (2) 化粧箱及び化粧鏡の補修 |
| | (3) 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え |
| | (4) 傘立て、タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛、名札掛、郵便受の補修及び取替え |
| | (5) 物置の棚板の補修及び取替え |
| 上記以外の修繕の対象及び修繕の内容に該当しない場合にあつては、財務担当副学長が借受人等による負担とすることが適当と認めるもの | |

2 共同利用部分

| 修 繕 の 対 象 |
|---|
| (1) 自転車置場、共同給排水設備及び共同電気設備の上記居住用建物に準ずる補修及び取替え |
| (2) 階段ノンスリップの補修及び取替え |
| (3) 集合郵便受、掲示板及び案内板の補修 |
| (4) 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え |
| (5) 花壇等の補修 |
| (6) 困障等の補修 |
| (7) 上記以外の修繕の対象に該当しない場合にあつては、財務担当副学長が借受人等による共同負担とすることが適当と認めるもの |

居住用建物貸付申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

現住所 _____
 所属部課名 _____
 職 名 _____
 (職務の級、号俸等) _____
 フリガナ _____
 氏 名 _____ 印

居住用建物の貸付を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。

宿舍の使用については、国立大学法人筑波大学宿舍管理規程及び指示に反しないことを確約します。

- 1 申請の理由 _____
- 2 自宅保有の有無 _____

| | | |
|-----------------------|--------|---------|
| 自宅（1戸建ての住宅又は共同住宅の住戸）を | 保有している | 保有していない |
| (以下該当者が記載) | | |
| 自宅の所在地 | | |
| 居住用建物貸付の必要な理由 | | |

3 同居者

| 氏 名 | 年 齢 | 性 別 | 本人との続柄 | 職業 (学年) | 備 考 |
|-----|-----|-----|--------|---------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |



居住用建物貸付承認書

年 月 日

国立大学法人筑波大学
 財務担当副学長 印

上記申請者に対し、下記のとおり居住用建物の貸付を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 居住用建物

| 種 類 | 構造・規格 | 所 在 地 | | 居住用建物名及び戸番 |
|----------------|-------|----------------|-------|-----------------|
| | | | | |
| 専 用 面 積 | | 居住用建物貸付料 月額 | 入 居 日 | 備 考 |
| m ² | | 円 | 年 月 日 | 裏面2の貸付の条件 参照 |

(注) 居住用建物貸付料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸付の条件

- (1) 貸付料は、月額によるものとする。ただし、月の途中で借り受けた場合、又は明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切捨てして算出した金額とする。
- (2) 貸付料の納付の時期は、次によるものとする。
 - ア 本学の理事及び職員は、報酬又は給与の支給日に控除する。なお、控除できない場合にあっては毎月その末日までとする。
 - イ ア以外の者にあっては、入居の月は入居許可日までとし、翌月以降については前月末日までとする。
 - ウ 借受人が(11)のア、イ及びウに該当することとなった場合には、その者又は同居人は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の居住用建物の貸付料を、毎月その末日までに納付しなければならない。
- (3) 居住用建物の貸付の承認を受けた者は、居住用建物承認書の1の入居日から10日以内に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸付の承認を取り消すことがある。
- (4) 借受人及び同居者(以下「借受人等」という。)は、善良な管理者の注意を持って居住用建物を使用しなければならない。
- (5) 借受人等は、居住用建物の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで模様替、改造その他工事(以下「模様替等」という。)を行ってはならない。
- (6) 借受人等は、その責に帰すべき事由により居住用建物を滅失、き損又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、き損又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (7) 借受人は、主として借受人の収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとする場合には、速やかに宿舍担当者へ届出を行い、財務担当副学長の承認を得なければならない。
- (8) 借受人は、自己の負担において居住用建物の模様替等を行う場合には、事前に宿舍担当者へ届出を行い、財務担当副学長の承認を得なければならない。
- (9) 借受人は、海外出張その他の事由により、1月以上居住用建物を不在とする場合には、事前に宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (10) 借受人等は、居住用建物の貸付料のほか、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。
 - ア 居住用建物及び建物附属設備の共同利用部分にかかる共益費
 - イ 天災、経年による消耗その他入居者の責に帰すことのできない事由により居住用建物がき損又は汚損した場合において、そのき損又は汚損が軽微である場合には、その修繕に要する費用
 - ウ 軽微な修繕は、財務担当副学長の指示に従い、借受人等において行うものとする。
- (11) 借受人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、その者(借受人がイに該当することとなった場合には、その該当することとなった時において同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該居住用建物を明け渡さなければならない。
 - ア 解任、退職、任期満了、契約満了又は卒業等により法人における身分がなくなった場合
 - イ 死亡した場合
 - ウ 異動の事由により居住する資格を失い又は入居の必要がなくなった場合
 - エ 当該居住用建物について、法人の業務の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求された場合
 - オ 法人において当該居住用建物の廃止、建替え又は模様替等をする必要が生じたためその明渡しを請求された場合
- (12) 借受人等は、居住用建物を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに管理人又は宿舍担当者に明け渡す日を届け出るとともに、居住用建物を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、止むを得ないときは、この限りでない。
- (13) 居住用建物の管理上、必要に応じて状況調査を行う場合には、借受人は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (14) 借受人は、居住用建物貸付申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (15) 鉄筋及びブロックでは犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
- (16) 上記のほか、借受人は宿舍の使用についての指示に反してはならない。

別記様式第2 (第3条関係)

自動車の保管場所貸付申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

現 住 所 _____
所 属 部 課 名 _____
職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

下欄記載の自動車の保管場所の貸付を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舍の使用については、国立大学法人筑波大学宿舍管理規程及び指示に反しないことを確約します。

| | | | |
|-----------|----------|---------|--|
| 自動車の車名・型式 | | 自動車登録番号 | |
| 自動車の使用者 | (本人との続柄) | | |

自動車の保管場所貸付承認書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸付を承認します。

年 月 日

国立大学法人筑波大学
財務担当副学長 印

記

1 自動車の保管場所

| 種 類 | 所 在 地 | 居住用建物名及び戸番 |
|--------|------------------|-------------|
| 指定保管場所 | | |
| 専用開始日 | 自動車の保管場所に係る貸付料月額 | 備 考 |
| 年 月 日 | 円 | 裏面2の貸付の条件参照 |

自動車の保管場所許可票の有無

有
無

管理人氏名
(宿舍担当係)

確認印

| |
|--|
| |
|--|

(裏面)

2. 貸付の条件

- (1) 貸付料は、月額によるものとする。ただし、月の途中で借り受けた場合、又は明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切捨てして算出した金額とする。
- (2) 貸付料の納付の時期は、次によるものとする。
 - ア 本学の理事及び職員は、報酬又は給与の支給日に控除する。なお、控除できない場合にあっては毎月その末日までとする。
 - イ ア以外の者にあっては、入居の月は入居許可日までとし、翌月以降については前月末日までとする。
 - ウ 借受人が(8)のア、イ、及びウに該当することとなった場合には、その者又は同居人は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の自動車の保管場所の貸付料を、毎月その末日までに納付しなければならない。
- (3) 借受人及び同居者(以下「借受人等」という。)は、善良な管理者の注意を持って自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (4) 借受人等は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けずに模様替、改造その他工事(以下「模様替等」という。)を行ってはならない。
- (5) 借受人等は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失、き損又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、き損又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (6) 借受人は、その使用する自動車の車名、型式、登録番号に変更が生じた場合には、速やかに管理人又は宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (7) 借受人等は、自動車の保管場所の貸付料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - ア 自動車の保管場所の共同利用部分にかかる共益費
 - イ 天災、経年による消耗その他入居者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所がき損又は汚損した場合において、そのき損又は汚損が軽微である場合には、その修繕に要する費用
 - ウ 軽微な修繕は、財務担当副学長の指示に従い、借受人等において行うものとする。
- (8) 借受人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、その者(借受人がイに該当することとなった場合には、その該当することとなった時において同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - ア 解任、退職、任期満了、契約満了又は卒業等により法人における身分がなくなった場合
 - イ 死亡した場合
 - ウ 異動の事由により居住する資格を失い又は入居の必要がなくなった場合
 - エ 当該自動車の保管場所について、法人の業務の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求された場合
 - オ 法人において当該自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求された場合
- (9) 借受人は、法人が工事等のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (10) 借受人等は、自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに管理人又は宿舍担当者に明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、止むを得ないときは、この限りでない。
- (11) 自動車の保管場所の管理上、必要に応じて状況調査を行う場合には、借受人は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (12) 自動車の保管場所における盗難、事故により、借受人が受けた損害については、法人は一切その責任を負わない。
- (13) 上記のほか、借受人は自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

居住用建物入居期限延期申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

所 属 部 課 名 _____
職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

年 月 日付けで貸付承認のあった居住用建物の入居については、下記のとおり入居期限の延長につき申請します。

記

- 1 居住用建物所在地名
- 2 居住用建物名及び戸番
- 3 居住用建物貸付承認書の入居日 年 月 日
- 4 居住用建物入居延期期限 年 月 日 まで
- 5 自動車の保管場所の指定場所
- 6 自動車の保管場所貸付承認書の専用開始日 年 月 日
- 7 自動車の保管場所の専用開始延期期限 年 月 日 まで
- 8 理 由

~~~~~

## 居住用建物入居期限延期承認書

上記申請者のことについては、年 月 日 まで居住用建物入居期限の延期を承認します。

年 月 日

国立大学法人筑波大学  
財務担当副学長 印

# 居住用建物同居申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

居住用建物名及び戸番 \_\_\_\_\_  
 所属部課名 \_\_\_\_\_  
 職 名 \_\_\_\_\_  
 フ リ ガ ナ \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

現在貸付されている居住用建物に下記のとおり同居させたいので、申請します。  
 記

1 同居させようとする者

| 氏 名 | 年 齢 | 性 別 | 本人との続柄 | 職業 (学年) | 備 考 |
|-----|-----|-----|--------|---------|-----|
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |

2 同居させようとする期間 年 月 日 から  
 年 月 日 まで

3 同居させようとする理由

4 現在の同居者

| 氏 名 | 年 齢 | 性 別 | 本人との続柄 | 職業 (学年) | 備 考 |
|-----|-----|-----|--------|---------|-----|
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |
|     |     |     |        |         |     |



# 居住用建物同居承認書

上記申請者のことについては、承認します。  
 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
 財務担当副学長

印

## 居住用建物模様替等申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

居住用建物名及び戸番 \_\_\_\_\_  
所属部課名 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

現在貸付されている居住用建物に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

### 記

- 1 工事内容の詳細及び工事経費
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事施行についての条件

宿舎明渡しのとしまでに原状に回復すること。

ただし、模様替等の目的物が当該居住用建物の維持及び管理に支障を及ぼさない場合であって、当該模様替の目的物を法人に寄付又は当該模様替等に係る法人に対する請求権を放棄し、かつ法人に有益と認められる場合は、この限りではありません。

~~~~~

居住用建物模様替等承認書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人筑波大学
財務担当副学長

印

別記様式第6（第8条関係）

不在居住用建物管理計画書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

居住用建物名及び戸番 _____
所属部課名 _____
フリガナ _____
氏名 _____ 印

私は、このたび下記の理由により、入居中の居住用建物について長期不在となります。つきましては、宿舍管理規程第13条第1項に基づき、不在居住用建物管理計画書を提出します。

記

- 不在の理由
- 不在期間 年 月 日から 年 月 日
- 不在期間中の当該居住用建物（自動車の保管場所を含む。）の鍵の依頼者
住所 勤務先
氏名 連絡先（電話）
(以下4及び5については、上記3の者と異なる場合にのみ記入すること。)
- 不在期間中の共益費等金銭に係る分の依頼者
住所 勤務先
氏名 連絡先（電話）
- 不在期間中の当該居住用建物（自動車の保管場所を含む。）の清掃及び換気（月1回以上）
依頼者
住所 勤務先
氏名 連絡先（電話）
- 不在期間中に発生した居住用建物（自動車の保管場所を含む。）のき損又は汚損については、一切大学に請求しません。
- 大学が行う修繕等の場合、当該居住用建物への立入りについては異存ありません。
- その他、不在中における居住用建物（自動車の保管場所を含む。）について、善良な管理者の注意をもって維持することを申し添えます。

居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

居住用建物名及び戸番

フリガナ

氏 名 印

下記のとおり 居住用建物を明渡
 自動車の保管場所使用廃止] します。

記

1 居住用建物の明渡し

(1) 明渡年月日 年 月 日

(2) 転居先 フリガナ

〒

(3) 転居後の連絡先 TEL (自宅 勤務先)

2 自動車の保管場所使用廃止

(1) 使用廃止年月日 年 月 日

(2) 指定保管場所

3 所属部課名

4 所属官署・法人

(注) □内は、該当するものにレ印を記入すること。

原状回復完了又は予定日 年 月 日 完了・予定

上記及び原状回復点検カードのとおり確認する。

管理人氏名

印

※ 廃止届は、1部を所属長に提出すること。

退去者の責任により補修を要する箇所が、退去後に認められた場合は、退去者に負担して頂きます。

居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

居住用建物名及び戸番

旧所属部課名

職 名

フリガナ

氏 名

印

年 月 日付で（異動 出向退職 完全退職 死亡退職）となりましたが、現在貸付を受けている居住用建物（自動車の保管場所を含む。）について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 宿舍明渡しのために講じつつある措置（具体的詳細に記入すること。）
- 3 猶予を必要とする理由（具体的詳細に記入すること。）
 - (1)
 - (2) 居住者（本人を除く。）

| 氏 名 | 本人との続柄 | 職業（学年） | 備 考 |
|-----|--------|--------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 自動車の保管場所使用の有無 有（指定保管場所番号）・無

5 新勤務先及び電話番号

6 請求書送付先

〒 住所

居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予承認書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舍の明渡しを猶予する。

なお、万一猶予期間を経過したのち当該居住用建物に居住していた場合は、国立大学法人筑波大学宿舍管理規程第21条により、貸付料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明渡すこと。

年 月 日

国立大学法人筑波大学

財務担当副学長

印

居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減申請書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

旧所属部課名
(官署名)
旧職名
フリガナ
氏 名

印

現在貸付を受けている次の2に掲げる居住用建物（自動車の保管場所を含む。）にかかる損害賠償金について、次の理由により、国立大学法人筑波大学宿舍管理規程第21条第2項の規定による損害賠償金の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します

- 理由
- 居住用建物及び自動車の保管場所

| 居住用建物名及び戸番 | 居住用建物所在地 | 指定自動車の保管場所番号 |
|------------|----------|--------------|
| | | |

- 現在の勤務先、職名及び電話番号
- 居住者

| 氏 名 | 本人との続柄 | 職業（学年） | 備 考 |
|-----|--------|--------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減承認書

上記申請に対し、当該居住用建物（自動車の保管場所を含む。）の貸付に係る損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人筑波大学
財務担当副学長

印

記

- 軽減措置の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 損害賠償金の額 月額 円
- 条件

- (1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、借受人は、速やかに国立大学法人筑波大学に、その旨を届出なければならない。
- (2) 損害賠償金を軽減することを承認された後、借受人が国立大学法人筑波大学宿舍管理規程第16条第2項の規定に違反して居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。